2026年11月６日

各　位

会 社 名　　株式会社ｅｓｔｉｅ
代表者名　　代表取締役　　平井　瑛
（コード番号：658A　東証グロース市場）
問合せ先　　取締役CFO　　上田　來
（TEL　050-1743-8018）

東京証券取引所グロース市場への上場に伴う当社決算情報等のお知らせ

当社は、本日、2026年11月６日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。今後とも、なお一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。2026年12月期（2026年１月１日～2026年12月31日）における当社グループの業績予想は次のとおりであり、また、最近の決算情報等につきまして別添のとおりであります。

【連　結】　（単位：百万円・％）

決算期 / 項目	2026年12月期（予想）			2026年12月期中間連結会計期間（実績）		2025年12月期（実績）	
		対売上高比率	前期比増減率		対売上高比率		対売上高比率
売上高	3,880	100.0	86.3	1,750	100.0	2,082	100.0
調整後EBITDA(注１)	280	7.2	－	12	0.7	△511	－
営業利益又は営業損失（△）	250	6.4	－	△１	－	△530	－
経常利益又は経常損失（△）	241	6.2	－	△２	－	△543	－
親会社株主に帰属する当期（中間）純損失（△）	△32	－	－	△279	－	△1,201	－
１株当たり当期（中間）純損失（△）	△３円26銭			△39円75銭		△171円67銭	
１株当たり配当金	０円00銭			０円00銭		０円00銭	

（注）１．調整後EBITDAは、営業利益又は営業損失に減価償却費、のれん償却費及び株式報酬費用を加えた数値であります。
２．2025年12月期（実績）及び2026年12月期中間連結会計期間（実績）の１株当たり当期（中間）純損失は期中平均発行済株式数により算出しております。
３．2026年12月期（予想）の１株当たり当期純損失は、公募予定株式数（50,000株）を含めた期中平均発行済（予定）株式数により算出しております。なお、当該株式数にはオーバーアロットメントによる売出しに関連する第三者割当増資分（最大853,300株）は含まれておりません。
４．2026年８月31日付で、普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。上記では、2025年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期（中間）純損失を算出しております。

【2026年12月期業績予想の前提条件】

2026年９月までは中間決算の実績値及び７月以降の月次決算ベースの実績値、2026年10月以降は販売見込を勘案して見通しを立てた予測値に基づき作成しております。また、当社グループの事業は、不動産プラットフォーム事業の単一セグメントであるためセグメント別の開示は省略しております。

１．当社グループ全体の見通し

当社グループは、「産業の真価を、さらに拓く。」というパーパスのもと、「不動産プラットフォーム事業」の単一セグメントにおいて、オフィスビル、物流施設、住居及びJ-REIT等の各アセットクラスを対象としたVertical Data ソリューションの提供に加え、AI技術を活用した業務支援サービスや大手顧客向けエンタープライズソリューションの提供、専門情報サービス、M&A・資本業務提携による事業領域の拡大に取り組んでおります。

2026年12月期は、新規顧客の獲得、既存顧客の契約継続及びアップセル・クロスセルの進展による既存事業の拡大に加え、M&A・資本業務提携により新たに加わった事業からの増収を見込んでおります。一方、損益面では、当社グループが持続的な成長を実現するために、営業体制及び開発体制の強化を目的とした人員採用並びに新規プロダクト開発への投資を継続する方針であります。当該投資の実施後も、売上高増加ペースがコスト増加ペースを上回ることにより損益は改善する見通しであります。

2026年12月期中間連結会計期間までの実績として、売上高1,750百万円、営業損失１百万円、経常損失２百万円、親会社株主に帰属する中間純損失279百万円となっております。また、2026年12月期の業績予想は、売上高3,880百万円（前期比86.3%増）、営業利益250百万円（前期は営業損失530百万円）、経常利益241百万円（前期は経常損失543百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失32百万円（前期は1,201百万円）となっております。

２．個別の前提条件

（１）売上高

当社グループの売上高は、Vertical Data ソリューションの月額利用料等、顧客との継続的な契約に基づき反復的に発生する「リカーリング売上高」と、初期導入支援やスポットでのデータ提供・コンサルティング等の「ノンリカーリング売上高」から構成されており、業績予想は主としてリカーリング売上高の積み上げを基礎として算定しております。

2026年12月期中間連結会計期間におけるリカーリング売上高は1,348百万円（前年同期比60.4%増）、売上高に占める比率は77.0%、2026年６月末時点のリカーリング契約顧客数は573社となりました。通期においては、営業体制の強化による商談化件数の増加、新規プロダクトのリリースによる提供対象領域の拡大、及び提携先経由の顧客獲得ルートの拡充を背景とした契約顧客数の増加に加え、既存顧客へのクロスセル・アップセルにより、リカーリング売上高は2,990百万円（前期比59.4%増）、売上高に占める比率は77.1%を見込んでおります。

ノンリカーリング売上高は、初期導入支援やスポットでのデータ提供・コンサルティング等、個別案件ごとに発生する収益に加え、M&A等により加わった事業の売上高であり、その性質上、案件数及び単価が事業年度によって変動いたします。ソフトウェアの提供に加え顧客の不動産関連業務を支援するサービス領域を拡大する成長戦略に沿って、通期では890百万円を見込んでおります。うち、前連結会計年度以降M&Aにより新たに加わった子会社からの売上高について、614百万円（前期比389.9%増）を計画しております。

以上の結果、2026年12月期の売上高は前期比86.3%増の3,880百万円を見込んでおります。

（２）営業利益・調整後 EBITDA

売上原価は、主に人件費、業務委託費及びシステム関連費等から構成されております。売上高の増加に伴うシステム関連費及びクラウド利用料等の増加を見込んでおり、前期比69.1%増の 841 百万円を計画しております。売上原価の売上高に対する比率は、前期の23.9%から 21.7%となる見込みであり、事業規模の拡大に応じて概ね一定の水準を維持する計画としております。

販売費及び一般管理費は、主に給料手当及び研究開発費等から構成されております。

給料手当については、営業、開発及びコーポレートの各職種における事業部別の人員計画に基づき見積もっており、営業体制及び内部管理体制の強化を目的とした人員採用の進展により、前期比 42.2%増の 971 百万円を計画しております。当該人員採用は、事業拡大に対応するための先行投資として位置付けており、持続的な成長を支える体制の構築を進めております。研究開発費については、前期比 4.1%減の 411 百万円を計画しており、概ね前期と同水準となる見込みです。なお、研究開発の内容及び規模については、プロダクト開発の優先度及び進捗状況に応じて見直しを行っております。

以上の結果、販売費及び一般管理費は前期比 31.9%増の 2,788 百万円を見込んでおります。販売費及び一般管理費の売上高に対する比率は、前期の 101.6%から 2026 年 12 月期には 71.9%まで低下する見込みであり、売上高の成長ペースが費用の増加ペースを上回ることによる収益構造の改善が進む見通しであります。以上の結果、2026 年 12 月期の営業利益は 250 百万円（前期は営業損失 530 百万円）、調整後 EBITDA は 280 百万円（前期は△511 百万円）を見込んでおります。

（３）経常利益

営業外損益は、主に受取利息や貸倒引当金戻入額及び保険解約益等による営業外収益 32 百万円に加え、主に支払利息や新規上場に向けた諸費用等として営業外費用 41 百万円の計上を織り込んでおります。なお、新規上場に向けた諸費用として見込む 15 百万円は上場準備に伴う一時的な性質のものであり、2027 年 12 月期以降、継続的に発生するものではないと考えております。

以上の結果、2026 年 12 月期の経常利益は 241 百万円（前期は経常損失 543 百万円）を見込んでおります。

（４）親会社株主に帰属する当期純損失

税金等調整前当期純損失につきましては、経常利益から、M&A により取得した子会社に係るのれんの回収可能性の評価結果に伴うのれんの減損損失 281 百万円を含む特別損失 281 百万円を見込んでおります。また、法人税、住民税及び事業税等について８百万円を計上する見込みであるほか、株式会社 estie スマートリフォームについて非支配株主が存在することから、非支配株主に帰属する当期純損益として△３百万円を計上する見込みであります。

以上の結果、2026 年 12 月期の親会社株主に帰属する当期純損失は前期比 97.3%の損失縮小となる 32 百万円を見込んでおります。

【業績予想に関するご留意事項】

本資料に記載されている業績予想等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績は様々な要因によって異なる場合があります。

以上

2026年12月期　第２四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕(連結)

2026年11月６日

上 場 会 社 名	株式会社ｅｓｔｉｅ	上場取引所	東
コ ー ド 番 号	658A	URL	https://www.estie.jp/
代　　表　　者	(役職名)代表取締役	(氏名)平井　瑛	
問合せ先責任者	(役職名)取締役ＣＦＯ	(氏名)上田　來	(TEL) 050 (1743) 8018
半期報告書提出予定日	－	配当支払開始予定日	－

決算補足説明資料作成の有無　：　無
決算説明会開催の有無　：　無

(百万円未満切捨て)

１．　2026年12月期第２四半期（中間期）の連結業績（2026年１月１日～2026年６月30日）

（１）連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年中間期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2026年12月期中間期	1,750	－	△1	－	△2	－	△279	－
2025年12月期中間期	－	－	－	－	－	－	－	－

(注) 包括利益　2026年12月期中間期　△280百万円(　－%)　2025年12月期中間期　－百万円(　－%)

	１株当たり中間純利益	潜在株式調整後１株当たり中間純利益
	円 銭	円 銭
2026年12月期中間期	△39.75	－
2025年12月期中間期	－	－

(注) １．当社は、2025年12月期中間期については中間連結財務諸表を作成していないため、2025年12月期中間期の数値及び対前年同中間期増減率並びに2026年12月期中間期の対前年同中間期増減率については記載しておりません。
２．潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、１株当たり中間純損失であるため記載しておりません。
３．当社は2026年８月31日付で、普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり中間純利益を算定しております。

（２）連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2026年12月期中間期	4,632	1,302	25.4
2025年12月期	4,384	1,551	33.1

(参考) 自己資本　2026年12月期中間期　1,177百万円　2025年12月期　1,452百万円

２．配当の状況

	年間配当金				
	第１四半期末	第２四半期末	第３四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2025年12月期	－	0.00	－	0.00	0.00
2026年12月期	－	0.00			
2026年12月期(予想)			－	0.00	0.00

(注)　直近に公表されている配当予想からの修正の有無　：　無

３．2026年12月期の連結業績予想（2026年１月１日～2026年12月31日）

（%表示は、対前期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		１株当たり当期純利益
通期	百万円 3,880	% 86.3	百万円 250	% －	百万円 241	% －	百万円 △32	% －	円 銭 △3.26

（注）１．直近に公表されている業績予想からの修正の有無　：　無

２．１株当たり当期純利益は、公募株式数（50,000株）を含めた期中平均発行済株式数により算出しております。なお、当該株式数にはオーバーアロットメントによる売出しに関連する第三者割当増資分（最大853,300株）は含まれておりません。

３．当社は2026年８月31日付で、普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算出しております。

※　注記事項

（１）当中間期における連結範囲の重要な変更　：　有

新規　２社（社名）　株式会社クラフコ、株式会社estieスマートリフォーム

除外　ー社（社名）　－

（２）中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用　：　無

（３）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

①　会計基準等の改正に伴う会計方針の変更　：　無

②　①以外の会計方針の変更　：　無

③　会計上の見積りの変更　：　無

④　修正再表示　：　無

（４）発行済株式数（普通株式）

①　期末発行済株式数（自己株式を含む）	2026年12月期中間期	7,042,800株	2025年12月期	7,000,000株
②　期末自己株式数	2026年12月期中間期	-株	2025年12月期	-株
③　期中平均株式数（中間期）	2026年12月期中間期	7,021,800株	2025年12月期中間期	7,000,000株

（注）当社は、2026年８月31日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、期末発行済株式数及び期中平均株式数を算定しております。

※　第２四半期（中間期）決算短信は、公認会計士又は監査法人のレビューの対象外です。

※　業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、現時点で入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社グループとして約束する趣旨のものではありません。また実際の業績等は様々な要因により記載の見通しとは異なる可能性がございます。

○添付資料の目次

１．経営成績等の概況 …… 2
（１）当中間期の経営成績の概況 …… 2
（２）当中間期の財政状態の概況 …… 2
（３）連結業績予想などの将来予測情報に関する説明 …… 2
２．中間連結財務諸表及び主な注記 …… 3
（１）中間連結貸借対照表 …… 3
（２）中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書 …… 5
（３）中間連結財務諸表に関する注記事項 …… 7
（継続企業の前提に関する注記） …… 7
（株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記） …… 7
（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更） …… 7
（重要な後発事象） …… 7

１．経営成績等の概況

（１）当中間期の経営成績の概況

当社グループは、「産業の真価を、さらに拓く。」というパーパスのもと、不動産業界で横断的に活用可能なデジタルインフラの構築を通じ、顧客の意思決定と業務生産性を抜本的に高めるとともに、不動産の売買や賃貸といった各種取引がよりデータドリブン且つ滑らかに実行される世界の実現を目指し、事業を推進してまいりました。

当中間連結会計期間において、既存顧客に対する追加サービスの導入及び新規顧客の獲得の双方が進展し、リカーリング売上高は前年同期比で60%増加いたしました。加えて、M&Aを通じて獲得した新たなサービス・事業の貢献による更なる売上高の上振れも実現しました。

以上の結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高は1,750,503千円、営業損失は1,911千円、経常損失は2,635千円、親会社株主に帰属する中間純損失は279,084千円となりました。

なお、当社グループは不動産プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

（２）当中間期の財政状態の概況

（資産）

当中間連結会計期間末における資産合計は4,632,811千円となり、前連結会計年度末に比べ247,816千円増加しました。これは主に、前払費用の増加83,280千円、売掛金の増加50,742千円によるものです。

（負債）

当中間連結会計期間末における負債合計は3,330,208千円となり、前連結会計年度末に比べ497,051千円増加しました。これは主に、顧客企業から契約期間分の料金を一括で受領すること等による契約負債の増加343,954千円によるものです。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産合計は1,302,602千円となり、前連結会計年度末に比べ249,235千円減少しました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純損失の計上による利益剰余金の減少279,084千円によるものです。なお、当中間連結会計期間末における自己資本比率は25.4%となりました。

（３）連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

2026年12月期の業績予想につきましては、本日発表の「東京証券取引所グロース市場への上場に伴う当社決算情報等のお知らせ」をご参照ください。

なお、業績予想等の将来に関する記述は、当社グループが現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績は様々な要因によって異なる場合があります。

２．中間連結財務諸表及び主な注記

（１）中間連結貸借対照表

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2025年12月31日）	当中間連結会計期間 （2026年６月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,069,822	4,090,832
売掛金	74,952	125,694
貸倒引当金	△4,930	－
その他	93,976	189,054
流動資産合計	4,233,821	4,405,581
固定資産		
有形固定資産	27,974	32,799
投資その他の資産		
投資有価証券	－	55,000
その他	123,198	139,430
投資その他の資産合計	123,198	194,430
固定資産合計	151,173	227,230
資産合計	4,384,995	4,632,811

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2025年12月31日）	当中間連結会計期間 （2026年６月30日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	85,258	109,431
契約負債	768,182	1,112,137
賞与引当金	65,248	82,820
１年内返済予定の長期借入金	104,316	118,464
その他	304,439	345,136
流動負債合計	1,327,444	1,767,990
固定負債		
役員退職慰労引当金	－	60,000
長期借入金	1,416,045	1,408,861
退職給付に係る負債	25,883	26,511
資産除去債務	49,428	52,740
その他	14,355	14,105
固定負債合計	1,505,712	1,562,218
負債合計	2,833,156	3,330,208
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	101,921
資本剰余金	4,624,832	4,626,754
利益剰余金	△3,271,979	△3,551,064
株主資本合計	1,452,853	1,177,612
新株予約権	98,985	96,706
非支配株主持分	－	28,284
純資産合計	1,551,838	1,302,602
負債純資産合計	4,384,995	4,632,811

（2）中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

中間連結損益計算書

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自2026年１月１日 至2026年６月30日）
売上高	1,750,503
売上原価	417,168
売上総利益	1,333,334
販売費及び一般管理費	※1　1,335,245
営業損失（△）	△1,911
営業外収益	
受取利息	4,581
補助金収入	100
貸倒引当金戻入額	4,930
その他	2,271
営業外収益合計	11,882
営業外費用	
支払利息	12,285
その他	320
営業外費用合計	12,606
経常損失（△）	△2,635
特別利益	
新株予約権戻入益	7,655
特別利益合計	7,655
特別損失	
固定資産除却損	94
減損損失	281,520
特別損失合計	281,614
税金等調整前中間純損失（△）	△276,594
法人税、住民税及び事業税	3,942
法人税等調整額	△336
法人税等合計	3,606
中間純損失（△）	△280,200
非支配株主に帰属する中間純損失（△）	△1,115
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	△279,084

中間連結包括利益計算書

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自2026年１月１日 至2026年６月30日）
中間純損失（△）	△280,200
その他の包括利益	
その他の包括利益合計	－
中間包括利益	△280,200
（内訳）	
親会社株主に係る中間包括利益	△279,084
非支配株主に係る中間包括利益	△1,115

（３）中間連結財務諸表に関する注記事項

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記）

該当事項はありません。

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

当中間連結会計期間において、株式会社クラフコの株式を取得したため、同社を連結の範囲に含めております。また、株式会社estieスマートリフォームを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

（重要な後発事象）

（優先株式の取得及び消却）

当社は2026年７月15日開催の取締役会において、Ａ種優先株式、Ａ２種優先株式、Ａ３種優先株式、Ｂ種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年８月28日付で取得のうえ、対価として各優先株式１株につきそれぞれ普通株式１株を交付いたしました。

また、取得した優先株式のすべてを2026年８月28日付で消却しました。

１.取得及び消却を行う株式数

Ａ種優先株式	17,500
Ａ２種優先株式	21,000
Ａ３種優先株式	18,577
Ｂ種優先株式	26,933
２.交換により交付した普通株式数	84,010
３.交換後の発行済普通株式数	154,438

（新株予約権の発行）

当社は当中間連結会計期間末以降、第23回、第24回、第23-2回、第24-2回の新株予約権を発行しております。詳細は以下の通りです。

（第23回新株予約権）

決議年月日	2026年８月14日
付与対象者の区分及び人数(名)　※	当社使用人　120
新株予約権の数（個）※	3,265
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　3,265（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	（注）２
新株予約権の行使期間　※	2028年８月15日～2036年８月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	（注）３
新株予約権の行使の条件　※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）５

※　新株予約権証券の発行時（2026年８月15日）における内容を記載しております。

（注）１．当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の100分の１未満の端数は切

り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

なお、本株式分割に伴い、目的となる株式数は326,500株に調整されました。

２．新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）は、１株につき、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される場合における募集又は売出しに係る当社の普通株式の発行価格若しくは売出価格、又は金147,883円のいずれか高い金額（但し、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの期間は金147,883円）としている。なお、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、上記（注）２に記載の方法により決定される行使価額であり、当社の普通株式の上場に係る公開価格等により定まるため、現時点においては確定していない。また、資本組入額は、当該発行価格に発行する株式数を乗じて算出される資本金等増加限度額（会社計算規則第17条）に0.5を乗じた額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。なお、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第23回新株予約権発行要項第７項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③ 上記②にかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、14日間（但し、買収の効力発生日の前日までの間に限る。）は、本新株予約権を行使することができるものとする。

５．当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の目的である株式数に組織再編行為の比率を乗じた数を目的である株式数とする新株予約権の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧ 組織再編行為の際の取扱い

本注釈に準じて定められる。

（第24回新株予約権）

決議年月日	2026年８月14日
付与対象者の区分及び人数(名)　※	当社使用人　５
新株予約権の数（個）※	1,500
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　1,500（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	（注）２
新株予約権の行使期間　※	2028年８月15日～2036年８月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	（注）３
新株予約権の行使の条件　※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）５

※　新株予約権証券の発行時（2026年８月15日）における内容を記載しております。

（注）１．当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の100分の１未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

なお、本株式分割に伴い、目的となる株式数は150,000株に調整されました。

２．新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）は、１株につき、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される場合における募集又は売出しに係る当社の普通株式の発行価格若しくは売出価格、又は金147,883円のいずれか高い金額（但し、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの期間は金147,883円）としている。なお、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合・無償割当ての比率}$$

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、上記（注）２に記載の方法により決定される行使価額であり、当社の普通株式の上場に係る公開価格等により定まるため、現時点においては確定していない。また、資本組入額は、当該発行価格に発行する株式数を乗じて算出される資本金等増加限度額（会社計算規則第17条）に0.5を乗じた額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。なお、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使の条件

①　新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第24回新株予約権発行要項第７項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

②　権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③　権利者は、以下の条件を満たした場合に限り、割当てを受けた本新株予約権のうち以下の割合の本新株予約権を限度として、本新株予約権を行使できるものとする。

a）権利者は、割当日が属する事業年度の翌期以降のある事業年度末における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書。以下同じ。）に記載された売上高（以下「通期売上」という。）について、95億円以上の通期売上を達成した場合には、割当てを受けた本新株予約権の２分の１を限度として本新株予約権を行使できる。但し、2030年１月１日から始まる事業年度末までの達成を条件とする。

b）権利者は、割当日が属する事業年度の翌期以降のある事業年度末における当社の損益計算書に記載された営業利益に減価償却費、のれん償却費及び株式報酬費用を加えた額（以下「通期EBITDA」という。）について、20億円以上の通期EBITDAを達成した場合には、割当てを受けた本新株予約権の２分の１を限度として本新株予約権を行使できる。但し、2030年１月１日から始まる事業年度末までの達成を条件とする。

④　権利者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条に定める当社の関係会社を意味する。）の取締役、執行役員、事業責任者、部門責任者又はこれらに類する身分を有している場合その他当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

⑤　上記にかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、14日間（但し、買収の効力発生日の前日までの間に限る。）は、当該決議又は決定の日において上記③及び④の条件を満たす範囲に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

５．当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。

①　交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の目的である株式数に組織再編行為の比率を乗じた数を目的である株式数とする新株予約権の数をそれぞれ交付するものとする。

②　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。

④　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤　新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥　新株予約権の行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

⑦　新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧　組織再編行為の際の取扱い

本注釈に準じて定められる。

（第23-2回新株予約権）

決議年月日	2026年９月１日
付与対象者の区分及び人数(名)　※	当社使用人　１
新株予約権の数（個）※	25
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　2,500（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	（注）２
新株予約権の行使期間　※	2028年９月２日～2036年９月１日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	（注）３
新株予約権の行使の条件　※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）５

※　新株予約権証券の発行時（2026年９月２日）における内容を記載しております。

（注）１．当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の100分の１未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）は、１株につき、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される場合における募集又は売出しに係る当社の普通株式の発行価格若しくは売出価格、又は金1,479円のいずれか高い金額（但し、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの期間は金1,479円）としている。なお、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合・無償割当ての比率}$$

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、上記（注）２に記載の方法により決定される行使価額であり、当社の普通株式の上場に係る公開価格等により定まるため、現時点においては確定していない。また、資本組入額は、当該発行価格に発行する株式数を乗じて算出される資本金等増加限度額（会社計算規則第17条）に0.5を乗じた額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。なお、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第23-2回新株予約権発行要項第７項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③ 上記②にかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、14日間（但し、買収の効力発生日の前日までの間に限る。）は、本新株予約権を行使することができるものとする。

５．当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の目的である株式数に組織再編行為の比率を乗じた数を目的である株式数とする新株予約権の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧ 組織再編行為の際の取扱い

本注釈に準じて定められる。

（第24-2回新株予約権）

決議年月日	2026年９月１日
付与対象者の区分及び人数（名）※	当社取締役　１

新株予約権の数（個）※	300
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　30,000（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	（注）２
新株予約権の行使期間　※	2028年９月２日～2036年９月１日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	（注）３
新株予約権の行使の条件　※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）５

※　新株予約権証券の発行時（2026年９月２日）における内容を記載しております。

（注）１．当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１株の100分の１未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）は、１株につき、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される場合における募集又は売出しに係る当社の普通株式の発行価格若しくは売出価格、又は金1,479円のいずれか高い金額（但し、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの期間は金1,479円）としている。なお、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合・無償割当ての比率}$$

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、上記（注）２に記載の方法により決定される行使価額であり、当社の普通株式の上場に係る公開価格等により定まるため、現時点においては確定していない。また、資本組入額は、当該発行価格に発行する株式数を乗じて算出される資本金等増加限度額（会社計算規則第17条）に0.5を乗じた額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。なお、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第24-2回新株予約権発行要項第７項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③ 権利者は、以下の条件を満たした場合に限り、割当てを受けた本新株予約権のうち以下の割合の本新株予約権を限度として、本新株予約権を行使できるものとする。

a) 権利者は、割当日が属する事業年度の翌期以降のある事業年度末における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書。以下同じ。）に記載された売上高（以下「通期売上」という。）について、95億円以上の通期売上を達成した場合には、割当てを受けた本新株予約権の２分の１を限度として本新株予約権を行使できる。但し、2030年１月１日から始まる事業年度末までの達成を条件とする。

b) 権利者は、割当日が属する事業年度の翌期以降のある事業年度末における当社の損益計算書に記載された営業利益に減価償却費、のれん償却費及び株式報酬費用を加えた額（以下「通期EBITDA」という。）について、20億円以上の通期EBITDAを達成した場合には、割当てを受けた本新株予約権の２分の１を限度として本新株予約権を行使できる。但し、2030年１月１日から始まる事業年度末までの達成を条件とする。

④ 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条に定める当社の関係会社を意味する。）の取締役、執行役員、事業責任者、部門責任者又はこれらに類する身分を有している場合その他当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

⑤ 上記にかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、14日間（但し、買収の効力発生日の前日までの間に限る。）は、当該決議又は決定の日において上記③及び④の条件を満たす範囲に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

５．当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の目的である株式数に組織再編行為の比率を乗じた数を目的である株式数とする新株予約権の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

⑦ 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧ 組織再編行為の際の取扱い
本注釈に準じて定められる。

（株式分割及び単元株制度の採用）

当社は、2026年７月15日開催の取締役会において株式分割を行うことを決議し、2026年８月31日付で株式分割を実施いたしました。また、当該株式分割に伴い、2026年８月31日開催の臨時株主総会決議により、2026年８月31日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

１．株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施しました。

２．株式分割の概要

（１）分割の方法

2026年７月15日開催の取締役会決議により、2026年８月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、１株につき100株の割合をもって分割しました。なお、今回の株式分割を行うにあたり、2026年７月24日開催の臨時株主総会決議により2026年７月24日付で定款の一部を変更し、発行可能株式総数を9,000,000株から900,000,000株へ変更しております。また、2026年８月31日開催の臨時株主総会決議により、2026年８月31日付で定款の変更が行われております。これにより発行可能株式総数は、839,000,000株減少し、提出日現在においては61,000,000株となっております。

（２）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	154,438
株式分割により増加する株式数	15,289,362
株式分割後の発行済株式総数	15,443,800
株式分割後の発行可能株式総数	61,000,000

（３）１株当たり情報に及ぼす影響

「１株当たり情報」は、当該株式分割が当中間連結会計期間の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されています。

３．その他

（１）資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

（２）新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の１株当たり行使価額を2026年８月31日以降、以下のとおり調整いたしました。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第１回新株予約権	100 円	1 円
第11回新株予約権	1 円	1 円
第12回新株予約権	1 円	1 円
第13回新株予約権	1 円	1 円
第14回新株予約権	13,917 円	140 円
第15回新株予約権	13,917 円	140 円
第17回新株予約権	1 円	1 円
第18回新株予約権	1 円	1 円
第19回新株予約権	26,600 円	266 円
第20回新株予約権	26,600 円	266 円
第21回新株予約権	94,418 円	945 円
第22回新株予約権	1 円	1 円
第23回新株予約権	（注）	（注）
第24回新株予約権	（注）	（注）

（注）第23回新株予約権及び第24回新株予約権の行使価額は、1株につき、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される場合における募集又は売出しに係る当社の普通株式の発行価格若しくは売出価格、又は金147,883円のいずれか高い金額（但し、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの期間は金147,883円）とされているため、現時点において確定しておりません。なお本株式分割に伴い、当該金147,883円は金1,479円に調整されました。

４．単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としております。